

12月3日～9日は「障害者週間」です

◎問い合わせ 福祉課 ☎0561・56・0732

障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、障害者基本法では毎年12月3日から9日を「障害者週間」と定めています。この機に障がいについて考えてみませんか。

ご存じですか？
福祉のマーク

障がいのある人に関するマークをご紹介します。街で見かけた際は、必要な支援や配慮をお願いします。



【ヘルプマーク】

内部障がいのある人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



【耳マーク】

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法などの配慮をお願いします。



【「白杖 SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク】

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援をしようという運動のシンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。

聴覚障がいのある人へのコミュニケーション支援

■ 聴覚障がいのある人とのコミュニケーション方法

手話

手や指の動き、顔の表情など身体の動きによって表現することば（言語）です。

簡単なあいさつなどを覚えておくだけでもコミュニケーションがとりやすくなります。是非覚えて、使ってみてください。



要約筆記

手書きやパソコンを使って話の内容を要約し、聴覚に障がいのある人に文字で伝える方法です。

■ 町のコミュニケーション支援

町では聴覚障がいのある人が周囲の人と円滑なコミュニケーションを図れるよう次のような支援をしています。

【手話通訳者の配置】

役場福祉課に毎週月曜午前9時～午後1時、木曜午後1時～午後5時に手話通訳者を配置しています。聴覚障がいなどにより手話によるコミュニケーションを必要としている人が来庁した際に手続きや相談を円滑に進めるため、手話で対応します。

【手話通訳者・要約筆記者の派遣】

聴覚障がいなどにより通院や求職活動、保護者面談などで通訳が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。派遣を希望される人は福祉課へご相談ください。※費用は無料です。

ヘルプマークとヘルプカードを配布しています

町では先にご紹介したヘルプマーク（ストラップ型）に加え、「ヘルプカード」も配布しています。ヘルプカードとは、障がいなどがある人が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の人に理解や支援を求めやすくするカードです。必要な配慮の内容や緊急連絡先などの記載ができるので、具体的な支援が得やすくなります。カバンにストラップとしてつけたり、財布にしまっけて持ち歩くことができます。

配布対象

東郷町在住で義足を利用している人、内部障がいや発達障がい・難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない人（障害者手帳の有無は問いません。）

配布場所

東郷町役場1階 福祉課

配布方法

配布対象者および代理人からの申し出（口頭で可）により配布します。お気軽にお声かけ下さい。

※ヘルプマークの配布は一人一つまで。

